

完全賠償・原状回復と原発からの撤退を求める決議

自由法曹団は、「原発は安全」「低コスト」という神話を振りまき、東電福島原発の過酷事故を招き、悲惨な放射能被害を生み出した、東電をはじめとする電力会社、国、さらには原発利益共同体（各電力会社、原発メーカー、大銀行、マスコミ、御用学者等）に対し、改めて強く抗議し、被害にあった全ての住民に対し謝罪するよう求める。

さらに、今回の原発事故の全面的な被害回復の実現と、将来における同様の原発事故を二度と繰り返さないために、以下の2点を実施するよう強く要求する。

1 東電と国、原発利益共同体の責任と負担による完全賠償と地域・環境の原状回復

(1) 一方的加害者たる東電と国による完全賠償は当然

今回の原発事故は、コストを優先して安全を犠牲にしながらかつ次々と原発を増設し、巨額の利益を挙げてきた東電、国、原発利益共同体を加害者とする未曾有の公害に他ならない。被曝や避難生活、生業の喪失、住み慣れた地域の環境破壊など耐え難い被害を被った住民は、一方的な被害者であつて、例えば交通事故におけるような加害者と被害者の互換性は存在しない。

かかる性格をもつ今回の原発事故の賠償にあつて、通常の民事事件における諸原則（制限賠償主義、相当因果関係論、被害者の損害拡大防止義務等）をそのまま適用するのは誤りであり、公害の被害にたいする完全賠償が原則とされるべきである。

すなわち、今回の原発事故と事実的因果関係がある損害は全て賠償されるべきであり、その際、放射能汚染とその恐怖にさらされた住民に損害拡大防止義務を課すことは許されない。また、もとの場所で生活や生業を再開できない被害者については、新たな場所での生活・生業再建に必要な費用も、すべて賠償の対象とすべきである。生活と生業を喪失し避難生活を強いられる苦痛は時間の経過によってたやすく癒されるものではなく、各人の被害の実情に応じ十分な慰謝料が支払われなければならない。

8月5日に発表された政府の「中間指針」の内容は極めて不十分であり、完全賠償の立場に立った指針を新たに制定するよう要求する。

東電は、賠償期限を3ヶ月ごとに区切り、追加請求を放棄する条項を含む請求書や合意書を作成するなど（批判を浴びて後に撤回）、被害者の窮状を顧みない無反省な姿勢を露わにしている。加害者としての自覚の欠如につき自己批判し、被害者からの全面賠償の要求に直ちに応じるよう強く求める。

原子力損害賠償法は事故を起こした事業者に責任を集中させているが（4条1項）、原発事業の維持を目的とする同法の基本性格を見直すべきであり、国や原発利益共同体を免罪する責任集中規定は法改正により廃止すべきである。

(2) 除染は線引きをせず国の負担により徹底的に実施する

政府は基本方針（8月26日）において「除染に責任を持つ」と述べるが、主体的な除染を警戒地域と計画的避難地域のみ限定しようとしている。政府は9月末に面的除染を5ミリシーベルト以上の地域だけに限り、それ未満の責任と負担を地方自治体に押し付ける方針を打ち出したが、各自治体と住民の激しい怒りと批判にさらされ、1ミリシーベルトまで国が責任を負うという方針修正を余儀なくされた。

放射線被曝については、これ以下の被曝量なら安全だという「しきい値」は存在しない。被曝は少なければ少ないほど良いという基本姿勢に立つべきである。除染は、放射能により破壊された地域と環境の回復の第一歩であり、大前提である。不当かつ恣意的な線引きをすることなく、国の負担において徹底的に実施されなければ

ばならない。

(3) 完全賠償と除染は東電と国、原発利益共同体の負担で

以上に述べた完全賠償と除染は、原発事故の責任者である東電、国、そして原発利益共同体のゼネコンや原子炉メーカーの責任と負担により、実施されるべきである。

電力会社は、電気料金からの徴収により、使用済み核燃料再処理等積立金、高レベル放射性廃棄物最終処分積立金、原子力発電施設解体引当金を積み立てており、その残高は約4兆8000億である（いわゆる「原発埋蔵金」）。使用済み核燃料を使用するもんじゅ（福井県）が95年の事故以来停止し、使用済み核燃料を再処理したプルトニウムを利用する「核燃料サイクル計画」も、高速増殖炉が失敗を繰り返す、すでに破綻が明らかである。こうした政策のために蓄積されてきた原発埋蔵金は、国の管理のもと、賠償・除染・廃炉にあてられるべきである。

原子力損賠支援機構法の成立（7月）により、国民負担のもとで賠償を進める仕組みが作り出されたが、原発事故の責任を曖昧にした国民負担政策には断固として反対する。

2 原発からの速やかな撤退

悲惨な原発事故と放射能による被害を二度と繰り返さないための唯一の方法は、全ての原発の停止と廃炉、原発そのものからの撤退である。以下の内容につき実施を求める。

(1) 現在定期点検中の原発を再稼働せず、永久に停止し、廃炉にすること

政府は「原発の安全性を世界最高水準に高める」（9月22日、野田首相の国連演説）として、原発の再稼働と原発輸出の継続方針を露わにしている。また、一部の原発立地自治体では、ストレステスト（耐性試験）の実施を経た再稼働への動きがある。

しかし、福島原発事故の収束も、十分な情報公開の元での事故の検証もなされていないもとでの再稼働など言語道断である。また、安全確認のテストを、原発政策を推進してきた保安院や安全委員会に担わせること自体、政府の無反省ぶりの現れである。

現在定期点検中の原発は、老朽化の著しいもの、活断層上ないし付近に設置されているもの、既に何度も事故を起こしているものが多く、危険極まりない。これらは、すべて再稼働せず永久停止し、廃炉にすべきである。

(2) 全ての原発からの撤退にすすむこと

さらに、地球表面積の0.3%に地球の全地震の約10%が集中するという日本の自然的条件、現在の原発技術では原発が生み出す莫大な放射性物質を封じ込める手立てがないこと、ひとたび事故が起これば被害が限りなく拡大し、社会と自然の存立そのものを危うくするという事実を照らせば、原発から撤退し、原発に大きく依存した現在のエネルギー政策からの脱却を目指すべきである。

9月19日の6万人集会（明治公園）をはじめ、全国各地で原発からの撤退を求める世論と運動が高まっている。各種の世論調査でも、原発からの撤退を求める世論が圧倒的多数である。政府に対し、この国民的要求に応え、全ての原発をできるだけ速やかに停止し、廃炉に向かう行程を示しかつ実施するよう強く求める。

自由法曹団は、原発からの撤退を求める広範な市民と連帯し、その実現に向け全力を挙げて取り組むことをここに宣言する。

2011年10月22日

自由法曹団東京・お台場総会